



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」を必ずご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

➡ PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



PGF生命コールセンター **通話料無料** **0120-56-2269** コール ジ ブ ロック

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- 各種お手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。
- 保険金等のお支払いはお客さまからのご請求に応じて行います。保険金等の支払事由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があると思われるときやご不明な点が生じたとき等でも、お気軽にご連絡ください。
- ご契約の解約を、お電話にてお手続きすることができます。
※ご契約の状況・内容によって、お電話での解約ができない場合や所定の書類のご提出が必要な場合があります。
※受付時間は曜日によって異なります。くわしくはPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。



PGF生命ホームページ **http://www.pgf-life.co.jp**

- この保険で適用される最新の為替レートや諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

➡ 募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店での他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- この保険はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先・融資状況等により、お申し込みいただけない場合があります。

➡ 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険は、保険販売資格をもつ生命保険募集人のみが取り扱うことができます。
- 生命保険募集人の権限等について確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」の記載は、2020年4月現在のものです。各種お取り扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。

(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店

(ご契約後のご照会)
引受保険会社
ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

介護バリューUS

認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険(米国ドル建) / 無配当

人生100年時代。
そなえがあるから
楽しめる。



契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。ご契約のお申し込みの際に重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

- 為替レートの変動等により損失が生じることがあります。
- 解約時の市場金利により損失が生じることがあります。

考えておきたい、認知症や介護、そして家族のこと。

年齢を重ねるごとに要介護(要支援)状態になるリスクが高まります。

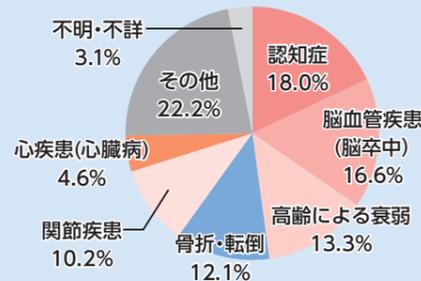
【要介護(要支援)認定者数の割合】

65歳以上75歳未満では約**23.8人に1人**

75歳以上では約**3.2人に1人**

※厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定) 令和元年8月分」、
総務省統計局「人口推計 令和元年9月1日現在(概算値)」

・介護が必要となった主な原因



※厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

要介護度が高なくても認知症になる方は多くいます。

<65歳以上の要支援1・2、要介護1の人数とそれぞれの認知症患者数の推計(2016年6月時点)>



※厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」、「介護保険事業状況報告(暫定)(平成28年6月分)」をもとにPGF生命にて算出。

8割以上の方が、将来の親・親族の介護に不安を持っています。

親などの介護が不安・・・**80.9%**

【親などを介護する場合の不安の内容(複数回答)上位3項目】 ※(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

第1位

自分の肉体的・精神的負担

第2位

自分の時間が拘束される

第3位

自分の経済的負担

【一般的に介護には多額の費用がかかると考えられています】

初期費用 平均**242万円**

+

月々の費用 平均**16.6万円**

×

介護期間* 平均**54.5ヵ月**

合計すると

必要と考える初期費用・月々の費用で計算した介護費用の合計額

約1,146万円

* 介護を始めてからの期間(介護中の場合は経過期間) ※(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生活保障に関する全国実態調査」

4項目の簡単な告知でお申し込みいただけます。

以下の告知項目①～④が「すべて該当なし」の場合、お申し込みいただけます。

- | | |
|---|--|
| ① | 現在、入院中ですか、あるいは医師に入院または手術をすすめられていますか(入院または手術の予定のある場合を含みます)。また、視力・聴力・言語・そしゃく機能に障がいがありますか。手・足・指に欠損または機能に障がい、または背骨(脊柱)に変形や障がいがありますか。 |
| ② | 過去5年以内に、がん、心筋こうそく、脳卒中で入院したこと、または手術を受けたことがありますか。 |
| ③ | 現在、下記の病気で、医師による診察・検査・治療・投薬あるいは経過観察(指導を含む)を受けていますか。
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> がん、心筋こうそく、脳卒中、肝硬変、腎不全(腎透析含む)、糖尿病(インスリン治療中に限る)、てんかん、こうげん病(関節リウマチ含む)、肺気腫、心臓弁膜症、先天性心臓病、臓器移植後(皮膚・角膜・骨は除く)、認知症、パーキンソン病 </div> |
| ④ | 今までに公的介護保険の要介護(要支援を含む)認定を受けたこと、あるいは認定申請をしたことがありますか。 |

※上記のすべてに該当しない場合でも、ご職業・お仕事の内容や保険のご加入状況等によっては、お引き受けできない場合があります。

告知のQ&A～正しい告知のために～

Q1 白内障で手術を受けましたが、告知項目①の「視力の障がい」に該当しますか?

A 視力が低下していない、もしくは、メガネやコンタクトレンズにより矯正可能な場合は該当しません。

Q2 糖尿病の治療を受けていますが、告知項目③の「糖尿病(インスリン治療中に限る)」に該当しますか?

A 糖尿病であってもインスリン治療を受けていなければ該当しません。

Q3 腰痛のため整形外科に通院していますが、告知項目①の「背骨(脊柱)の変形や障がい」に該当しますか?

A 身体障害者手帳を交付されている方、申請中の方、またはこれらの方と同程度の障がいがある方は該当します。それ以外の方は該当しません。

※上記Q&Aはあくまで一例です。
告知項目①～④にひとつでも該当する場合は、お申し込みいただけません。

しくみ



リスクと費用 について

- 為替相場の変動により、損失が生じることがあります。
- 市場金利の変動により、損失が生じることがあります。
- この保険には、ご負担いただく費用があります。

➡くわしくは注意喚起情報25～27ページをお読みください。

認知症*1への保障・介護保障・高度障害保障・死亡保障を生涯にわたって確保できます。

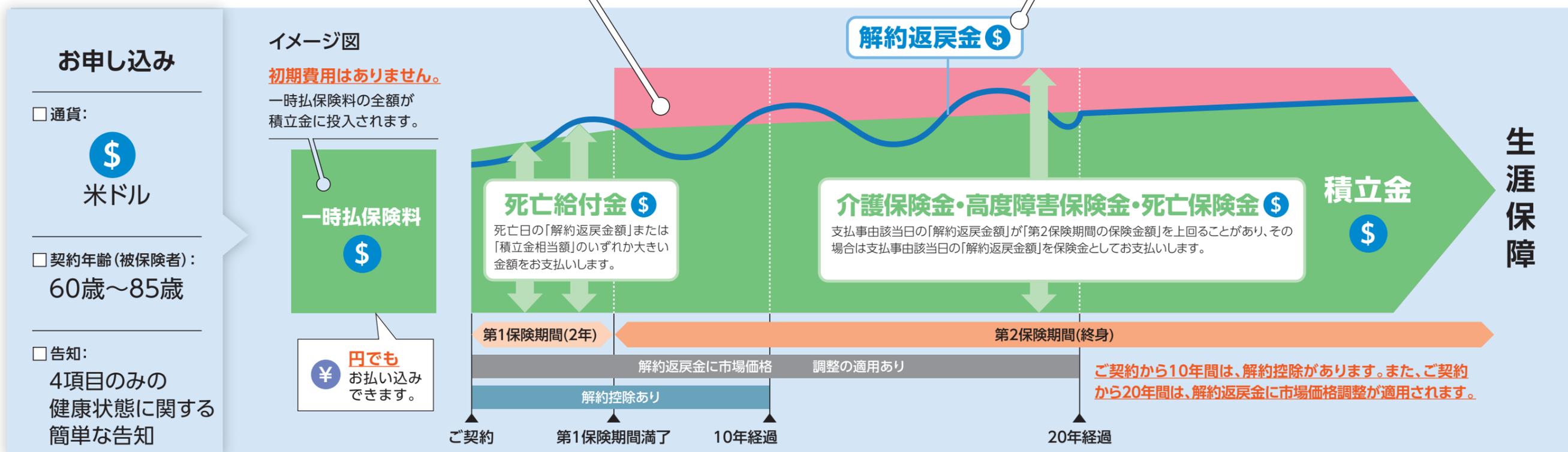
そなえる

のこす

高度障害保障・死亡保障と同時に**認知症*1・要介護2からの介護に一生**そなえます。ご契約から2年経過後、一時払保険料を上回る保障を確保できます(2年以内に要介護等になった場合でも、その状態が継続していれば保険金を受け取れます)。

つかう

要介護等にならなくても、解約返戻金を一時金として、または年金にかえて受け取ることで、ご家族・ご自身のためにつかうことができます。



積立金と積立利率について

積立金は、将来、保険金をお支払いするために積み立てられるお金です。積立金は、積立利率をもとに計算されます。また、積立金からは所定の費用が控除されるため、**積立利率は一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。**

各保険期間の給付金・保険金

第1保険期間(2年)	第2保険期間(終身)
死亡給付金*2	介護保険金 高度障害保険金 死亡保険金

POINT! 第1保険期間中に認知症*1による所定の状態、所定の要介護状態または高度障害状態に該当された場合は、**第2保険期間開始以後**に介護保険金または高度障害保険金をお支払いします。
*第1保険期間満了日の翌日まで認知症*1による所定の状態、所定の要介護状態または高度障害状態が継続している必要があります。

*1 認知症は「器質性認知症」を指します。

*2 死亡給付金は、特約を付加することで、一時払保険料相当額(円換算)を最低保証することができます。

➡具体的な支払事由については、7～8ページをお読みください。

➡くわしくは契約概要20ページ「円建死亡給付金額最低保証特約」をお読みください。

保険料のお払い込み

払込通貨について

一時払保険料は、**円または米ドル**でお払い込みいただけます。円でお払い込みいただく場合は、PGF生命所定の為替レートで米ドルに換算し、お取り扱いします。

一時払保険料を**円**でお払い込みいただいた場合の例

① 契約日の為替レート：1米ドル=110円



② 契約日の為替レート：1米ドル=90円



リスクと費用について

- 為替相場の変動により、損失が生じることがあります。
- 市場金利の変動により、損失が生じることがあります。
- この保険には、ご負担いただく費用があります。

くわしくは注意喚起情報25～27ページをお読みください。

保険金等のお受け取り

受取人について

保険金・解約返戻金等は、それぞれ受取人が異なります。死亡保険金の受取人は契約者があらかじめ指定することができます。

保険金等	受取人
死亡給付金	死亡保険金受取人 (原則、被保険者の配偶者または2親等内の親族で複数人を指定可)
死亡保険金	
介護保険金	被保険者
高度障害保険金	
解約返戻金	契約者

受取通貨について

保険金・解約返戻金等は、**円でも米ドルでも**お受け取りできます。

※円で受け取る場合、為替相場により円換算額は変動します。

くわしくは注意喚起情報27ページ「為替リスクについて」をお読みください。

受取方法について

保険金・解約返戻金等は、**一括受取**／**年金受取**／**一括受取+年金受取**から受取方法をお選びいただけます。

受取方法	内容
一括受取	介護施設の入居費用や納税資金などに活用できます。
年金受取	公的介護サービスの自己負担分や生活費のゆとり分など、毎月かかる費用などに充てられます。
一括受取 + 年金受取	一括受取分を自宅のリフォーム費用に、年金受取分を在宅介護サービス費用に、といった活用ができます。

保険金等をお支払いするとき

介護保険金の支払事由

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、第2保険期間中に次の①、②もしくは③に該当したとき、介護保険金をお支払いします。

※第1保険期間中に次の①、②もしくは③の状態になったときは、第2保険期間開始以後に介護保険金をお支払いします(第1保険期間満了日の翌日までその状態が継続している必要があります)。

① 器質性認知症と医師により診断確定され、PGF生命所定の状態に該当したとき

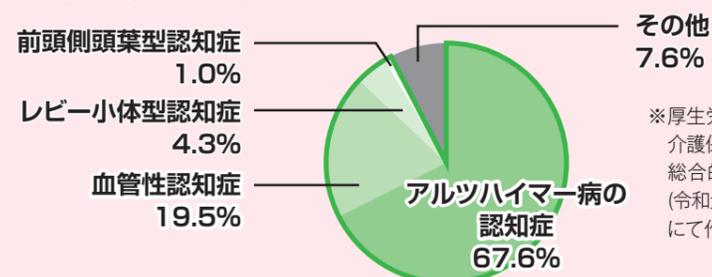
▶器質性認知症の診断確定による支払事由については、以下すべてに該当したとき、介護保険金をお支払いします。

- ・器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で見当識障害がある状態
- ・器質性認知症の診断確定は、その症状が180日以上継続している状態

※ただし、原因疾患またはその他事情により、180日経過前に診断確定する場合もあります。

代表的な器質性認知症について

< 認知症の種類(主なもの) >



※厚生労働省老健局「社会保障審議会 介護保険部会(第78回)認知症施策の総合的な推進について(参考資料)」(令和元年6月20日)をもとにPGF生命にて作成。

アルツハイマー病の認知症(67.6%)

脳内にたまった異常なたんぱく質により神経細胞が破壊され、脳に萎縮が起こります。

【症状】昔のことはよく覚えていますが、最近のことは忘れてしまいます。軽度の物忘れから徐々に進行し、やがて時間や場所の感覚がなくなっていきます。

血管性認知症(19.5%)

脳梗塞や脳出血によって脳細胞に十分な血液が送られずに、脳細胞が死んでしまう病気です。高血圧や糖尿病などの生活習慣病が主な原因です。

【症状】脳血管障害が起こるたびに段階的に進行します。また、障害を受けた部位によって症状が異なります。

レビー小体型認知症(4.3%)

脳内にたまったレビー小体という特殊なたんぱく質により脳の神経細胞が破壊され、起こる病気です。

【症状】現実にはないものが見える幻視や、手足が震えたり筋肉が固くなるといった症状が現れます。歩幅が小刻みになり、転びやすくなります。

前頭側頭葉型認知症(1.0%) ※ピック病による認知症を含みます。

脳の前頭葉や側頭葉で、神経細胞が減少して脳が萎縮する病気です。

【症状】感情の抑制がきかなくなったり、社会のルールを守れなくなるといったことが起こります。

この4種類で認知症全体の9割以上を占めています。

Q1 「器質性認知症」とは?

A 脳の組織の変化による病気です。器質性健忘症、軽度認知障害(MCI)、アルコールを原因とする認知症などは支払対象になりません。

Q2 「意識障害」とはどのような状態?

A 対象を認知し、外からの刺激を受けとって反応することのできない状態をいいます。揺り動かしても目が覚めないものから、起きてはいるけど反応が鈍い、すぐに寝てしまうといったものまで含まれます。

Q3 「見当識障害」とはどのような状態?

- A** つぎのいずれかに該当する場合をいいます。
- (1) **時間**の見当識障害: 季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
 - (2) **場所**の見当識障害: 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
 - (3) **人物**の見当識障害: 日頃接している周囲の人が認識できない。

➔器質性認知症・意識障害・見当識障害などについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の別表52をご確認ください。

指定代理請求制度の活用

ご本人が、以下のような理由で預金が引き出せなくなった場合でも、ご家族が、ご本人に代わって保険金等をご請求でき、ご家族の口座で受け取ることもできる、安心なしくみです。

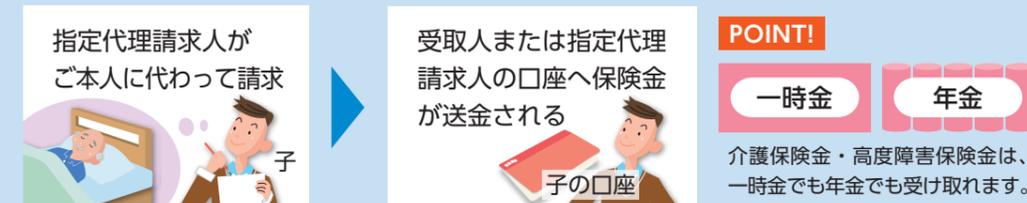
※指定代理請求制度を活用するには、「指定代理請求特約」を付加する必要があります。

預金が引き出せない状況になってしまった! 例えば…



そんな状況でも、一時金または年金で保険金等を受け取れます。

<イメージ>



➔11ページもお読みください。

保険金等をお支払いするとき

② 公的介護保険制度により要介護2以上の状態と認定されたとき

公的介護保険制度における要介護度別の身体状態の目安

	身の回りの世話 (入浴、衣服の着脱等)	立ち上がりや 立位保持、歩行等	食事や排せつ	問題行動や理解低下
要介護1 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	何らかの介助が必要	不安定さがみられることが多い	ほとんど自分1人でできる	問題行動や理解の低下がみられることがある
要介護2 軽度の介護を必要とする状態	衣服の着脱は何とかできる	何らかの支えが必要	何らかの介助を必要とする	物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある
要介護3 中等度の介護を必要とする状態	全面的な介助が必要	立ち上がりや片足での立位保持などが1人でできない	一部に介助が必要	いくつかの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある
要介護4 重度の介護を必要とする状態		立ち上がりや両足での立位保持が1人でできない	食事にときどき介助が必要で、排せつには全面的な介助が必要	多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある
要介護5 最重度の介護を必要とする状態	日常生活を遂行する能力が著しく低下している	ほとんどできない	1人でできない	意思の伝達がほとんどできない場合が多い

※要介護認定については、調査員による訪問調査を経て、一次判定、および、一次判定の結果と主治医の意見書をもとに総合的に判定する二次判定により決定されます。なお、上記に示した状態は平均的な状態です。したがって、実際に認定を受けた人の状態がこの表に示した状態と一致しないことがあります。

※(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」2018年8月改訂よりPGF生命にて作成。

③ 満65歳未満の被保険者が、PGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき

➡くわしくは契約概要19ページをお読みください。

高度障害保険金の支払事由

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、第2保険期間中に次の①～⑦の状態になったとき、高度障害保険金をお支払いします。

※第1保険期間中に次の①～⑦の状態になったときは、第2保険期間開始以後に高度障害保険金をお支払いします(第1保険期間満了日の翌日までその状態が継続している必要があります)。

- ①両眼の視力を全く永久に失った
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った
- ③中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要する
- ④両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った

▶上記支払事由の補足事項

眼の障害 (視力障害)	(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失った」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3)視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
言語またはそしゃくの障害	(1)「言語の機能を全く永久に失った」とは、つぎの3つの場合をいいます。 ①語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③声帯全部の摘出により、発音が不能な場合 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失った」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
常に介護を要するもの	「常に介護を要する」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
上・下肢の障害	「上・下肢の用を全く永久に失った」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

死亡給付金・死亡保険金の支払事由

第1保険期間中に被保険者が死亡されたとき、死亡給付金をお支払いします。
第2保険期間中に被保険者が死亡されたとき、死亡保険金をお支払いします。

ご契約後に活用いただける制度・サービス

指定代理請求制度

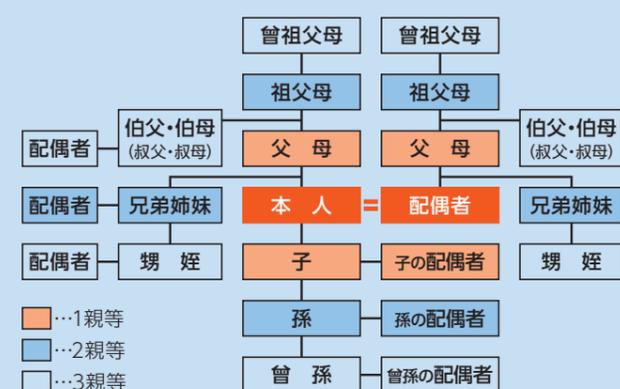
介護保険金や高度障害保険金等は被保険者が受取人となります。
受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難であると判断される
ようなとき、**指定代理請求人がご本人に代わって請求**することができます。

指定代理請求人は被保険者の同意のもと
下記の範囲内から、**契約者が1人指定**します。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の3親等内の親族
- PGF生命が認めた場合、下記の範囲内から
も指定することができます。
- ③ 被保険者と同居または生計を一にしている者
 - ④ 被保険者の財産管理を行っている者
 - ⑤ 死亡保険金受取人
 - ⑥ ③から⑤と同等の関係にある者

※特約を付加する際、証明のため所定の書類が必要
になることがあります。くわしくはPGF生命まで
お問い合わせください。

親等図 3親等内の親族については以下親等図の範囲内となります。



- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。
 - ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。
- ※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なる場合があります。

PGFご家族登録サービス 登録ご家族からの照会受付サービス

【保険契約の内容】を、登録されたご家族を通じてご確認くださいようになります。
また、各種請求書のご契約者さま宛の送付を、ご家族からもお申し出いただけます。



お問い合わせは…PGFご家族登録サービス専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-1069**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)



ホームページでもご紹介しています

<http://www.pgf-life.co.jp/company/voice/family.html>

PGFご家族登録サービス 検索

死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで**最高1,000万円までお支払い**します。



- PGF生命所定の為替レートで円に換算してお支払いします。
※円でお支払いする金額は、為替相場により変動します。
- 死亡日が責任開始日から2年未満のご契約等、ご契約内容によってはお取り扱いできないことがあります。
- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。

PGF生命の付帯サービス

PGF生命の契約者・被保険者およびご家族(2親等内)がご利用いただけるサービスです。

無料 介護・健康ほっとライン (提供:株式会社保健同人社)

■ 電話相談サービス【24時間365日】

介護や健康に対する不安を、いつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員にご相談いただけます。

相談内容

- 介護相談(日常の介護や認知症への対処方法等)
- 健康相談(予防や症状の悩み等)
- 医療機関の相談・情報提供
- 子育て相談(育児や子供の病気等)
- 専門医による電話相談

■ マイドクターサービス

さらに専門
いただけます。

相談内容

- 専門医の情報提供
 - 専門医による電話相談
 - 相談情報提供書*の発行
- *保健同人社が発行するもので、医師が発行する「診療情報提供書(紹介状)」とは異なります。
病状や医療機関によっては相談情報提供書の発行ができない場合がございます。

優待 見守り・セキュリティ紹介サービス(提供:ALSOK)

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。

- 「HOME ALSOK みまもりサポート」(初回2ヵ月月額利用料無料)
- 「まもるっく」(事務手数料無料)
- 「ホームセキュリティBasic」/「HOME ALSOK Premium」(初回2ヵ月月額利用料無料)

※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。 ※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。
※記載の内容は、2019年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。 ※付帯サービスの内容や利用の範囲・

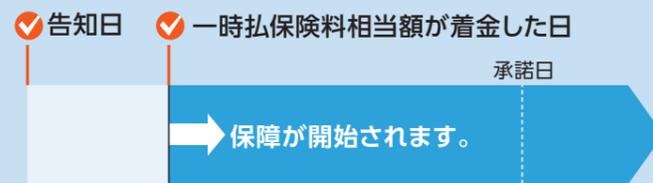
※法人は利用対象外です。 ※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。
方法等について、くわしくは「生命保険証券」同封の「PGF生命の付帯サービス」ご利用ガイドをご確認ください。

よくあるご質問

Q 保障はいつからはじまりますか？

A 責任開始期です。

責任開始期とは、**告知**ならびに**一時払保険料相当額のお払い込み (PGF生命への着金) がともに完了**したときです。

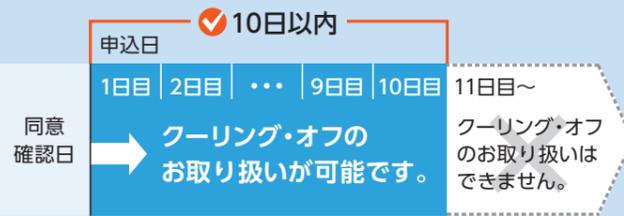


➔ くわしくは30ページ「保障を開始する時期(責任開始期)について」をお読みください。

Q クーリング・オフはできますか？

A できます。

クーリング・オフ制度の対象となりますので、**10日以内**であればお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。
※郵送の場合、消印を基準とします。

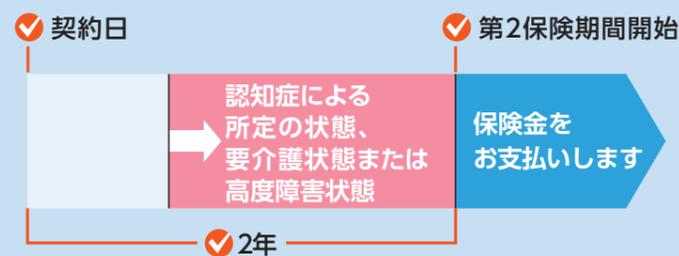


➔ くわしくは28~29ページ「お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について」をお読みください。

Q 第1保険期間中に要介護状態等になっても保険金を受け取れますか？

A 受け取れます。

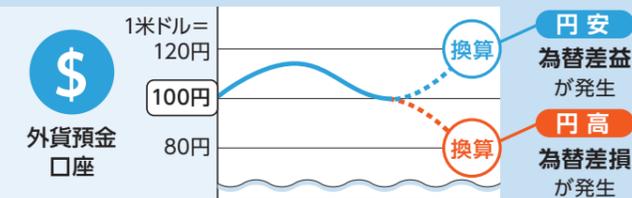
第1保険期間(2年間)中に認知症による所定の状態、所定の要介護状態または高度障害状態に該当し、その状態が第1保険期間満了日の翌日まで継続している場合、介護保険金または高度障害保険金をお支払いします。



Q 米ドルで受け取る場合、何か注意すべきポイントはありますか？

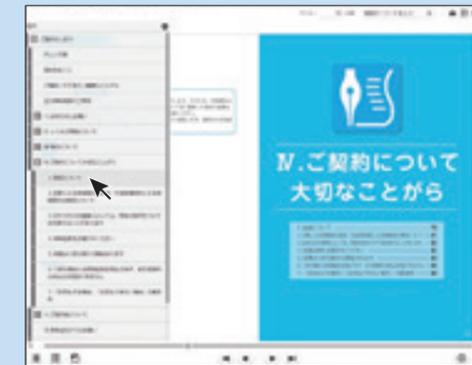
A あります。

米ドルの外貨預金口座が必要となります。なお、将来円に換算するとき、換算時の為替レートによって**損失が生じる可能性があります。**



Web約款のご案内

PGF生命は、お客さまの利便性向上のため、「ご契約のしおり・約款」をホームページに掲載しています。



● いつでもどこでも読める。

Web約款は、いつでもパソコンやスマートフォンで閲覧することができます。

● 知りたいことがすぐ見つかる。

検索機能で、ご覧になりたい項目を簡単に検索することができます。

● 文字を大きく表示できる。

小さな文字が読みづらいという方も、拡大表示ができるので便利です。

PGF生命「Web約款」はこちらからご覧ください。
<http://www.pgf-life.co.jp/web/>

PGF生命 Web約款 検索

※PC(パソコン)やスマートフォンからアクセスできます。(一部の機種を除く)



ご契約後にPGF生命からお送りする書類

ご契約後



● 生命保険証券

保険契約の成立と契約の内容を証明する書類です。保険金の請求等、各種手続きの際に提示(送付)が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

ご契約から1~2週間後に簡易書留郵便でお送りします。

※「PGF生命の付帯サービス」ご利用ガイドを同封します。

保険期間中



● ご契約内容のお知らせ

ご契約の保障内容についてお知らせします。

毎年10月ごろに郵送します。

● 生命保険料控除証明書

生命保険料控除の適用を受ける場合に使用する証明書です。

お申し込みいただいた年の10月ごろから郵送します。

契約概要



ご契約の前に必ずお読みください。

「契約概要」は契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や制限事項は概要や代表事例です。それぞれの詳細や主な保険用語の説明等について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

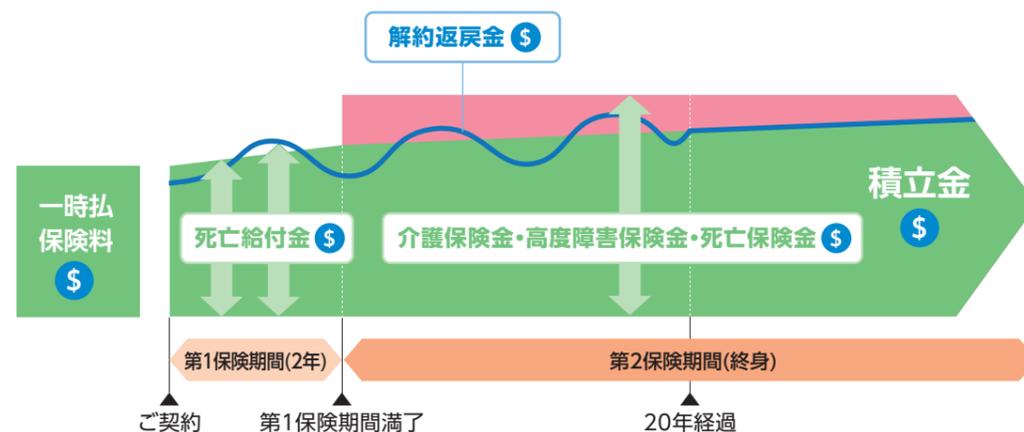
1 保険の特徴としくみ

**■保険名称: 認知症給付特則付介護保障付
一時払特別終身保険(米国ドル建)**

■特徴

- 米ドル建ての一時払終身保険です。
- 契約後2年間は、死亡保障が確保できます。
- 契約から2年経過以後は、認知症への保障・介護保障・高度障害保障・死亡保障が一生にわたり継続します。
- 保険料・保険金等の授受は米ドルで行います。
※特約の付加により、円に換算してお取り扱いすることもできます。

■しくみ(イメージ図)



■保険期間について

- 各保険期間は以下のとおりとなります。

第1保険期間	契約日から2年間
第2保険期間	第1保険期間の満了日の翌日から終身の期間

■積立利率について

- 積立利率とは、積立金(将来の保険金を支払うために積み立てるお金)に適用される利率です。ただし、積立金からは所定の費用が控除されるため、積立利率は一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

➡積立金から控除される費用について、くわしくは[注意喚起情報25ページ](#)をお読みください。

- 積立利率は、以下に定める指標金利をもとに下記の方法で決定し、毎月2回(1日と16日)設定されます。

① 指標金利の5日分の 平均値(基準利率)	1日~15日の積立利率: 前月26日*の直前5日分の指標金利を所定の方法で取得し平均します。 16日~月末の積立利率: 当月11日*の直前5日分の指標金利を所定の方法で取得し平均します。 *休業日のときは直後の営業日を起点とします。
② PGF生命所定の 範囲内で増減	-1.0%~+1.5%の範囲内で①を増減します。
③ 契約の締結・維持に 必要な費用を控除	ご契約の締結・維持に必要な費用を差し引きます。 ➡くわしくは、 注意喚起情報25ページ をお読みください。

- 契約日の積立利率が終身にわたって適用されます。

※契約日は、告知日と一時払保険料相当額をPGF生命が受領した日(着金日)のいずれか遅い日となります。申込日と契約日が一致せず、申込日の積立利率が適用されないことがありますので、ご注意ください。

【指標金利について】

- 指標金利は、会社指定の情報提供機関(Bloomberg Finance L.P.)から提供される会社所定の債券インデックスの利回りの平均値です。
- 会社所定の債券インデックスの利回りは、格付会社によるA格相当以上(A+/A/A-)の信用格付けを有する米ドル建て10年社債で構成される債券インデックス(USD US Industrials A+/A/A- 10年)の利回りを75%、米国債30年の利回りを25%の配分比率で加重平均した利回りです。

■この保険のリスクについて

この保険は米ドル建てです。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。

- 一時払保険料を円で払い込むとき、「米ドルに換算した一時払保険料」は変動します。
- 保険金等を円で受け取る時、「受取時の為替相場による円換算受取額」が「円による一時払保険料の金額」を下回ることがあります。

※為替リスクは、契約者および受取人が負います。

解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

- この保険は、解約返戻金額に対し市場金利を反映させるしくみがあります(市場価格調整)。そのため、解約時の市場環境によっては、解約返戻金額が減少し一時払保険料を下回ることがあります。



この保険のリスクについて、くわしくは
注意喚起情報27ページの「[為替リスクについて](#)」「[市場金利変動リスクについて](#)」をお読みください。

2 主な保障内容

■被保険者が次の支払事由に該当したとき、 保険金をお支払いします。

保険金の種類	支払時期	支払事由	お支払いする金額	受取人
死亡給付金	第1保険期間	第1保険期間中に死亡されたとき	死亡日の積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額	死亡保険金受取人
介護保険金	第2保険期間	責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、器質性認知症による所定の状態*に該当されたとき、もしくは所定の要介護状態になられたとき	支払事由該当日における死亡保険金支払額と同額	被保険者
高度障害保険金		責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき	支払事由該当日における死亡保険金支払額と同額	被保険者
死亡保険金		第2保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額(ただし、死亡保険金額が死亡日における解約返戻金額を下回る場合は解約返戻金額を死亡保険金額とする)	死亡保険金受取人

*器質性認知症による所定の状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の別表52をご確認ください。

※介護保険金・高度障害保険金・死亡保険金は重複してお支払いしません。

第1保険期間中に器質性認知症による所定の状態、所定の要介護状態または高度障害状態に該当した場合は、第1保険期間満了日の翌日までその状態が継続しているときに、介護保険金または高度障害保険金をお支払いします(第1保険期間中に、介護保険金・高度障害保険金はお支払いしません)。

補足 器質性認知症による所定の状態または所定の要介護状態について

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、第2保険期間中に次の①、②または③に該当したとき、介護保険金をお支払いします。

※第1保険期間中に次の①、②または③に該当したときは、第2保険期間開始以後に介護保険金をお支払いします(第1保険期間満了日の翌日まで、継続して、その①、②または③に該当している必要があります)。

- ①器質性認知症と医師により診断確定され、PGF生命所定の状態に該当したとき
器質性認知症の診断確定による支払事由については、以下すべてに該当したとき、介護保険金をお支払いします。
 - ・器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で見当識障害がある状態
 - ・器質性認知症の診断確定は、その症状が180日以上継続している状態
 ※ただし、原因疾患またはその他事情により、180日経過前に診断確定する場合もあります。
- ②公的介護保険制度により要介護2以上の状態と認定されたとき
※公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認められた場合、主務官庁の認可を得て、この保険の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じ変更することがあります。
- ③満65歳未満の被保険者が、下記の「PGF生命所定の要介護状態」に該当し、その状態が180日以上継続しているとき

・「PGF生命所定の要介護状態」とは、次の1～3のいずれかに該当する状態をいいます。

1	下表にて 少なくとも 右記のよう に該当する	A B a b のうち いずれか 1つ	+ C D E F のうち いずれか 1つ★	+ c d e f のうち いずれか 1つ★
2			+ C D E F のうち いずれか 2つ	★下記のような同一項目の組み合わせ は除きます。
3			+ c d e f のうち いずれか 3つ	Cとc, Dとd, Bとe, Fとf

		全部介助の状態	一部介助の状態
歩行	立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	A つぎのいずれかの状態 ・何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ・必ず車椅子を使用している。 ・寝たきり状態。	a つぎのいずれかの状態 ・杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ・誰かに支えられなければ歩行できない。
寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	B ・何かにつかまっても1人で寝返りができない。	b ・ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	C つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ・洗身をすべて介助者が行っている。	c つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ。 ・体の一部の洗身を介助者が行っている。
排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	D つぎのいずれかの状態 ・常時オムツに依存している。 ・排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	d ・排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している。
食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	E ・介助がなければ1人ではまったくできない。	e ・食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)。
衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	F ・介助がなければ1人ではまったくできない。	f ・一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

3 付加できる主な特約

指定代理請求特約

- 指定代理請求制度をご利用いただけます。
- 被保険者と受取人が同一人のとき、保険金等を請求できない所定の事情が被保険者にあるとき、指定代理請求人が代わって請求することができます。
- 指定代理請求人の指定には、あらかじめ被保険者の同意を得てください。
- 一契約あたり、1人を指定できます。

リビング・ニーズ特約(10)

- 第2保険期間中に被保険者が余命6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。

※お支払いの際、指定保険金額(ご請求いただいた金額)から指定保険金額に対する6ヵ月分の利息を差し引きます(お支払いする金額は指定保険金額より少なくなります)。

【お支払いの限度】

- ・この特約による保険金のお支払いは1回に限ります。
- ・30万米ドルかつ円換算額3,000万円*を限度とした範囲内で、お支払いします。

*PGF生命が所定の書類を受領した日の前日のTTMで換算します。
※他の保険契約がある場合、他のご契約と通算します。

円建死亡給付金額最低保証特約

- 第1保険期間中の死亡給付金の支払額について、一時払保険料相当額(円換算)を最低保証します。
- この特約を付加している場合、第1保険期間中に死亡されたとき、つぎの①②のいずれか大きい金額をお支払いします。

①	所定の書類がPGF生命に到着した日の前日における所定の為替レートをを用いて死亡給付金の支払額を円換算した金額
②	【一時払保険料を円で払い込んでいた場合】 円による一時払保険料の金額 【一時払保険料を米ドルで払い込んでいた場合】 一時払保険料の受領日における所定の為替レートをを用いて、米ドル建ての一時払保険料を円換算した金額

- この特約を付加した場合、死亡給付金を円で最低保証するための費用*が第1保険期間中の積立金から控除されます。したがって、この特約を付加した場合の積立金額は、特約を付加しないときに比べて小さくなり、第2保険期間の保険金額が小さくなります。

*被保険者の性別および年齢別に設定されます。

※金融情勢等の変化により積立利率がPGF生命所定の水準を下回る場合は、被保険者の性別および年齢によっては、第1保険期間中の積立金額が米ドル建ての一時払保険料を下回ることがあります。

円換算払込特約

- 米ドル建ての一時払保険料を、円で端数なくご指定の上、お払い込みすることができます。

※この保険では「円換算払込特約」の「保険料円換算額を定める場合の特則」を適用します。

円換算支払特約

- 米ドル建ての保険金・解約返戻金・年金等を、円でお支払いすることができます。

保険金等の支払方法の選択に関する特約

- 保険金や解約返戻金等の支払方法を変更することができます。
※特約の対象が解約返戻金の場合、契約日から5年未満のご契約ではお取り扱いできません。

- 支払方法を年金に変更することができます。

【年金の種類】

確定年金(年金支払期間指定型)	年金支払期間:5~70年(5年単位)
確定年金(年金額指定型)	年金支払期間:指定年金額により定まる期間 (5年以上1年単位)
保証期間付終身年金	保証期間:5~20年(5年単位)
保証期間付夫婦連生終身年金	保証期間:5~20年(5年単位)

※この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額(確定年金(年金額指定型)の場合は年金支払期間)を計算します。

- 最長で10年間、保険金等の支払いを据え置くことができます。

※PGF生命所定の利息をつけて据え置きます。PGF生命所定の利息は、金利情勢等により据置期間中に変更することがあります。

参考 米ドルまたは円への換算について

	対象	換算レート*1	換算基準日
円換算払込特約 を付加して 円で払い込むとき	一時払保険料の円換算額	指定銀行の TTM+50銭	PGF生命受領日*2
	円換算支払特約 を付加して 円で受け取るとき	死亡給付金・死亡保険金・ 高度障害保険金・介護保険金・ 解約返戻金	書類到着日の前日*3
円換算支払特約 を付加して 円で受け取るとき	年金(年金の原資を米ドルとし、 年金支払時に円換算する場合)	指定銀行の TTM-1銭	年金支払日の前日*3
	年金(一括で円換算し、年金の 原資を円とする場合)		年金開始日の前日*3

*1 PGF生命が指標として指定する銀行が公示する為替レートを対顧客電信売買相場の仲値(TTM)として用います。

*2 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直後のその銀行の営業日を換算基準日とします。

*3 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直前のその銀行の営業日を換算基準日とします。

4 ご契約の諸条件

■保険期間:終身

■被保険者の契約年齢範囲(満年齢):60歳~85歳

■保険料のお取り扱い

保険料払込方法	一時払	
最高保険料額*	契約年齢	金額
	60~64歳	80万米ドル
	65~69歳	120万米ドル
	70~74歳	160万米ドル
	75~85歳	200万米ドル
最低保険料額	2万米ドル(円換算払込特約付加時は200万円)	
取扱単位	100米ドル(円換算払込特約付加時は1万円)	

*同一の被保険者に対し、認知症給付特約付介護保障付一時払特別終身保険(米国ドル建)、介護保障付一時払特別終身保険(米国ドル建)に複数のご契約がある場合、通算して判定します。

※上記以外にもご加入に際しては制限があります。

■告知:告知扱(健康状態に関する4項目)

■死亡保険金受取人

原則、被保険者の配偶者または2親等内の親族

➡ご契約内容(一時払保険料等)については、申込書または申込書控をご覧ください。

5 配当金

●この保険は無配当保険です。配当金はありません。

6 ご契約の解約と解約返戻金

- いつでも保険契約を解約することができます。
- 死亡保険金額の部分的な解約(減額)も可能です。
※減額後の死亡保険金額が2万米ドル以上となる必要があります。
- 解約日は、所定の書類がPGF生命に到着した日となります。
- 解約返戻金額は、解約(減額)する時期によって計算方法が異なります。計算方法はつぎのとおりとなります。

ご契約日から起算して20年後の契約応当日以降

解約返戻金額は積立金額と同額です。

ご契約日から起算して20年後の契約応当日の前日まで

解約返戻金額の計算方法	解約返戻金額 =①積立金額×(1-②市場価格調整率-③解約控除率)
-------------	--------------------------------------

【①積立金額について】

解約のとき	解約日の積立金額
部分的な解約(減額)のとき	=減額日の積立金額×死亡保険金額の減額割合

【②市場価格調整率について】

次の方法によって算出される率を用います。

市場価格調整率の計算方法	=1-	$\frac{1 + \text{契約日における基準利率}}{1 + \text{解約日(減額日)における基準利率} + 0.3\%}$	$\frac{\text{残存月数}^*}{12}$
--------------	-----	--	----------------------------

*解約日(減額日)からその日を含めて、契約日から起算して20年後の契約応当日の前日までの月数(月数未满是切り上げます)に0.75を乗じた月数

【③解約控除率について】

契約日からの経過年数に応じた所定の解約控除率を用います。

経過年数	~ 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%

契約日から10年以上経過している場合、解約控除は行いません。

7 諸費用について

この保険にはご負担いただく費用があります。

➡くわしくは、注意喚起情報25~26ページの「ご契約にかかる費用について」をお読みください。

注意喚起情報



ご契約の前に必ずお読みください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

→ ご契約にかかる費用について

ご契約にかかる費用の合計額は「積立利率を設定する際にかかる費用」、「積立金より控除される費用」および各種お取り扱い、お受け取りの際にご負担いただく費用となります。

積立利率を設定する際にかかる費用

積立利率は、指標金利によって算定される基準利率から保険契約の締結・維持に必要な費用として新契約費率および維持費率を差し引いています。

積立金より控除される費用

第2保険期間中は、将来の死亡保障、高度障害保障、介護保障および器質性認知症の保障に必要な費用が積立金から控除されます*1。なお、この費用については年齢別・性別の発生率を用いて算出しているため一律に記載することができません。

*1 円建死亡給付金額最低保証特約を付加した場合には、第1保険期間中は、死亡給付金を円で最低保証するための費用が積立金から控除されます。なお、この費用については、年齢別・性別の発生率を用いて算出しているため一律に記載することができません。

保険料を円でお支払いいただく場合の費用

「円換算払込特約」を付加して保険料を円でお支払いいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2020年4月現在:指定銀行のTTM+50銭)。

保険料を米ドルでお支払いいただく場合、 保険金等を米ドルでお受け取りいただく場合の費用

- 取扱金融機関により諸手数料*2(リフティングチャージ等)が必要な場合があります。
- 米ドルで保険料をお支払いいただく場合の手数料*2(PGF生命の口座に送金するための送金手数料)をご負担いただく場合があります。
*2 金融機関ごとに手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。
- 米ドルで保険金等をお受け取りいただく場合の手数料(PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります(受取時にPGF生命にご確認ください)。
※ クーリング・オフ等で保険料を米ドルでお受け取りいただく場合の費用も同様です。

保険金等を円でお受け取りいただく場合の費用

「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受け取りいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2020年4月現在:指定銀行のTTM-1銭)。

年金受取期間中にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2020年4月現在)を年金支払日に積立金額より控除します。

解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日から10年未満に解約(減額)する場合、解約(減額)する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます。

➡ 所定の解約控除率については23~24ページ「ご契約の解約と解約返戻金」をお読みください。

→ 為替リスクについて

この保険は米ドル建てであり、保険料を円でお支払いいただく場合、または保険金等を円でお受け取りいただく場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお支払いいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 円で保険金・年金・解約返戻金等をお受け取りになる場合(円換算支払特約)、お受け取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人が負います。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、お受取金額がお支払いいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- クーリング・オフ等により、PGF生命が米ドルで保険料を返金した場合、返金された米ドルを円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。

→ 市場金利変動リスクについて

この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行うことから、解約返戻金は増減します(解約日(減額日)における基準利率+0.3%^{*3}が、この保険契約の契約日における基準利率より高い場合には、解約返戻金は減少することがあります)。また、契約日から10年未満に解約(減額)する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*3 基準利率を定める日から解約日(減額日)までの金利変動や、債券等の購入価格に関する金利と売却価格に関する金利の差異を考慮しPGF生命が設定した率です。

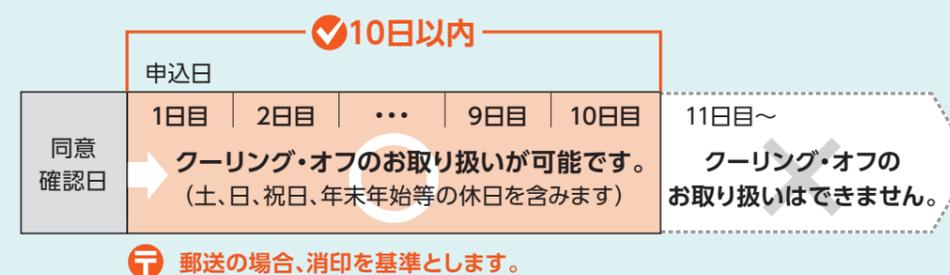
1

お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

■ ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、申込日または本書面についての同意確認日(意向確認書兼適合性確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)のながれ



- お申し込みの撤回等をされた場合、原則PGF生命にお支払いいただいた保険料と同通貨で同額をご返金します(保険料を米ドルで払い込んだ場合は米ドルで、円換算払込特約を付加して円で払い込んだ場合は円でご返金します)。
※なお、米ドルでお受け取りいただくための外貨預金口座をお持ちでない等の場合は、米ドルを円に換算してご返金します。その場合、為替差損が生じる可能性があります。
- 円換算払込特約の付加有無等により、お申し込みの撤回等に伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記をご参照ください。

	保険料のお支払い時の通貨	お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ)の際の返金通貨
円換算払込特約を付加する場合	円 ^{*1}	円 ^{*3}
円換算払込特約を付加しない場合	米ドル ^{*2}	米ドル ^{*4}

- *1 円換算払込特約に伴う為替手数料が発生します。
- *2 金融機関で円を米ドルに交換する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座からPGF生命の口座に送金するための、送金手数料が発生することがあります。
- *3 円でお支払いいただいた金額と同額を返金いたします。
- *4 米ドルでお支払いいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、当初の資金が円の場合(金融機関で米ドルに交換した場合)、以下により、返金額が円ベースでは元本割れすることがあります。
 - ①円から米ドルへの両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ②米ドルから円への両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
 - ④為替差損(益)

■お申し込みの撤回等の方法

- お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。この場合、書面には「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください。
- お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)お申出書面(封書)の記載見本(例)

切手 〇〇局 00.00.00 ●10日以内の消印有効	1028015 PGF生命 東京都千代田区一番町21番地 PGF生命 クーリング・オフ担当 宛	PGF生命 行 私は下記契約の申し込みを撤回します。	●お申し込みの撤回等をする旨の明記
		氏名 〇〇 〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 申込書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	●自署 ●申込書控に印字
		保険料返金先 〇〇銀行 〇〇支店 預金種目 〇〇 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 口座名義人 〇〇〇〇	●すでに保険料を払い込まれた場合*
	●送付先 〒102-8015 東京都千代田区一番町21番地 PGF生命 クーリング・オフ担当		

*PGF生命にお払い込みいただいた保険料が外貨の場合は外貨口座をご記入ください。

■お申し込みの撤回等のお取扱期限

お申し込みの撤回等の方法	お取扱期限
郵送	10日以内の消印まで有効
直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効



以下の場合、お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取り扱いできません。

- 債務履行の担保のための保険契約である場合
- 既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

2 告知義務について

■健康状態・職業等をありのままに告知してください。

- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■告知書にて告知してください。

- 告知受領権はPGF生命が有しています。販売の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、販売の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。

■告知内容等の確認をさせていただくことがあります。

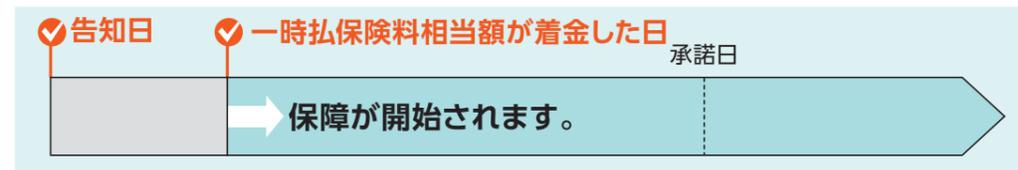
- ご契約のお申し込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容、告知内容等について、PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。

■正しく告知されない場合にはデメリットとなる場合があります(告知義務違反等によるご契約の解除等について)。

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しいすることができません。

3 保障を開始する時期(責任開始期)について

- PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**一時払保険料相当額のお払い込み(PGF生命への着金)と告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



- お客さまのお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。

- 販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について

■代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、保険金等をお支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合（責任開始日から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等）。

⇒ くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 生命保険契約者保護機構について

■PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午／午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

6 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

7 預金等との違いについて

■本商品はPGF生命を引受保険会社とする**生命保険**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません（保険契約者保護機構制度の対象となります）。**

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合について

■現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合、**不利益となることがあります。**

- **解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**

⇒ くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

9 税務のお取り扱いについて

お払い込みいただく保険料について

- お払い込みいただいた一時払保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減されます。

保険料	対象
主契約（一時払保険料）	一般生命保険料控除

※一時払保険料はご契約の年のみ対象となります。

※介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

死亡保険金および死亡給付金にかかる税金について

- 死亡保険金および死亡給付金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得） + 住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人の数）」まで非課税となります。
- 高度障害保険金、介護保険金およびリビング・ニーズ特約(10)による保険金は、受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。

解約返戻金にかかる税金について

- 解約された場合、解約返戻金額と一時払保険料等の差額が所得税（一時所得）の対象となります。

【一時所得について】

年間50万円の特別控除があり（他の一時所得と合算されて適用されます）、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \left\{ \frac{\text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除}}{2} \right\} \times \frac{1}{2}$$

(払込保険料等) (50万円)

外貨建ての税務上の換算レートについて

- この保険の税務上の取り扱いについては、米ドルを円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様のお取り扱いとなります。一般的に下記の為替レートを適用し、円に換算するものとされています。くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

科目	円換算日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	保険料受領日	TTM (対顧客電信仲値)
死亡保険金*3	被保険者の死亡日	<相続税の対象となる場合>TTB (対顧客電信買相場)
死亡給付金*3		<所得税の対象となる場合>TTM (対顧客電信仲値)
解約返戻金*3	解約日（減額日）	TTM (対顧客電信仲値)

*1 PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM (対顧客電信仲値) およびPGF生命所定のTTB (対顧客電信買相場) に準じる為替レートをを用います。

*2 円換算払込特約により円で保険料をお払い込みになっている場合は、円でお払い込みいただいた金額となります。

*3 円換算支払特約により円でお受け取りになっている場合は、円で受け取った金額となります。



米ドルでお支払いする保険金額等に所得税額または源泉所得税額等が発生する場合、保険金額等および一時払保険料に所定の為替レートを適用して円に換算し税額を計算します。そのため、**「お支払いする保険金額等の円換算日の所定の為替レート」が「一時払保険料の円換算日の所定の為替レート」に比べ、一定水準以上円安に進むと、米ドルを基準とした場合、これらの税負担により、税引後のお支払額(米ドル)が一時払保険料(米ドル)を下回る場合があります。**

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

（上記内容は2019年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。）

10 保険金等のご請求について

■保険金等の支払事由が生じた場合、契約者のご住所等を変更された場合にはすみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)にご連絡ください。

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

■支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。

■保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はご連絡ください。

■被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

⇒くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

11 お問い合わせ窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口:PGF生命コールセンター

通話料無料 **0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- この商品に係る**指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会**です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)**。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまで**照会ください**。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<http://www.pgf-life.co.jp>)に掲載をしておりますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

12 その他ご確認いただきたい事項について

■保険料を借入金で調達してお申し込みおよび借入れを前提としたお申し込みはできません。

■保険金等のお支払いをご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。

■被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。

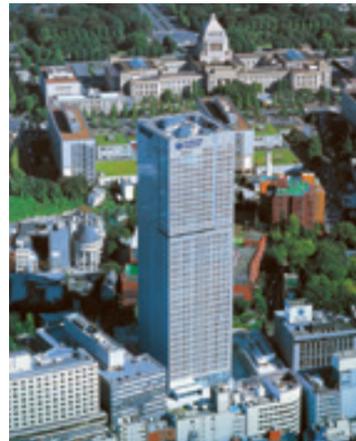
⇒くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。



PGF生命は世界最大級の金融サービス機関 「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専業会社として、2010年より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。
*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

■日本におけるプルデンシャル・グループの生命保険事業について



本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

はじめりは、プルデンシャルでした。

1989年当時、ロナルド・バーバロ(米国プルデンシャル元社長)は、エイズ患者に対するボランティア活動に打ち込んでいました。訪問先のホスピスで余命いくばくもない患者を前に、何か自分にできることはないかと尋ねると、その患者からは、「私に尊厳ある最期を迎えさせてほしい」という答えが返ってきました。彼には、治療にかかった高額な医療費などの借金がありました。生命保険には加入していましたが、保険金は亡くなるまで受け取れません。バーバロはいずれ支払われる保険金であれば、生きているうちに前払いできないか、生命保険には100年以上の歴史があるが、その制度を少し変えてみてもいいのではないかと考え、社内や行政当局を説得して、「リビング・ニーズ特約」を実現しました。

保険金を受け取ることで、その患者は借金を返済し、クリスマスはプレゼントを買って、故郷で家族と一緒に過ごすことができました。そして最後まで自分で身の回りのことができるようにと洗濯機を購入し、余った分を教会に寄付しました。その患者は「私は今、とても平和で満ち足りた気持ちです。ありがとう。」といました。

**この想いをPGF生命は受け継ぎ、
お客さまの必要とする商品とサービスを提供し続けます。**

個人情報のお取扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取扱いについてまとめたものです。明示事項およびご同意いただきたい同意事項の内容をご確認していただいたうえで、生命保険契約のお申込みにご同意ください。

➡ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します 明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

➡ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します 同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含みます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

➡ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します 同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

➡ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります 同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

➡ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります 同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

➡ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します 同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

➡ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

➡ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。